

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

No.5 (優先度 C1)	
検討課題	多様な広報手段の活用（本会議及び委員会）
議会基本条例の条文	<p>(本会議及び委員会の公開)</p> <p>第11条 議会は、法第115条第1項ただし書に該当する場合又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、本会議及び常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を公開する。</p> <p>2 議会は、前項の規定による公開に当たっては、多様な広報手段を活用するものとする。</p>
具体的な運用方法等	<p>1 本会議及び委員会の公開</p> <p>(1) 本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会については、地方自治法第115条及び墨田区議会委員会条例第16条により、原則公開しており、傍聴については、墨田区議会傍聴規則及び墨田区議会委員会の傍聴取扱い要綱で定める。【現行】</p> <p>(2) 秘密会については、地方自治法第115条、墨田区議会会議規則第92条・第93条、墨田区議会委員会条例第17条の規定に基づき開くことができる。【現行】</p> <p>2 広報手段</p> <p>本会議及び委員会の広報については、次のとおり行う。</p> <p>(1) 本会議及び委員会（議会運営委員会は除く。）のもようをライブ又は録画で視聴することができるよう、映像配信を実施する。【現行】</p> <p>(2) 本会議録及び委員会記録を作成し、区議会ホームページ等で公開する。【現行】</p> <p>(3) 本会議録及び委員会記録について、区議会ホームページで容易に閲覧できるよう、トップ画面から会議録検索システムへアクセスできるようにする。【新規】</p> <p>(4) 招集議会や各定例議会のもようを掲載した区議会だよりを発行し（年間概ね5回）、区内の各施設や駅スタンド等での配布、新聞折込を行う。また、新聞を購読していない区民等に対しては、希望者に戸別配布を実施するほか、区議会ホームページでも掲載する。【現行】</p> <p>3 その他</p> <p>本検討課題の協議の過程において、次の意見があった。これらについては、検討課題No.6-1「傍聴者に対する必要な措置」及び検討課題No.6-2「傍聴規則の見直し」に関係するものであることから、議会改革特別委員会において検討するよう申し送ることとする。</p> <p>【意見】</p> <p>(1) 映像配信による本会議及び委員会の視聴について、傍聴と位置付ける必要がある。</p> <p>(2) 墨田区議会傍聴規則を改正し、次の事項を定める必要がある。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 犬、猫等を同伴している者は傍聴席に入ることができないが、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえ、身体障害者補助犬を同伴する場合は、この限りでない旨を定める必要がある。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、傷病、身体の障害その他の理由により合理的な配慮を必要とする傍聴者に対して、適切な対応を行う旨及びその対応のため他の傍聴者へ協力を求める旨を定める必要がある。</p>
その他	